

学校生活について

[1]あいさつ・礼儀・マナー

- ・気持ちのよいあいさつができるようにしましょう。

[2]服装

常に石山高校生としての品位を保ち、簡素・清潔な服装であるように心掛けること。

1. 本校指定の制服を着用すること。なお制服を加工することは禁止しています。

2. 登下校については、次のように定めています。

- (1) 11月から4月までは、本校指定の冬制服上下を着用すること。上着着用時にはリボンあるいはネクタイを着用すること。

冬服の下にセーターまたはベストを着用する場合は、本校指定のものを着用すること。生地ベストについては本校指定のものとする。

- (2) 5月から10月については上着を着用しなくてもよい。本校指定のシャツ・ブラウスを着用し、必要であればその上に本校指定のセーター、ニットベスト、生地ベストを着用してもよい。

なお、上着を着用しない場合に限り、ネクタイ、リボンの着用については任意とする。

[3]頭髪等

・頭髪を染色、脱色すること及びパーマ等の加工をすることは禁止しています。また、ピアス等の装飾品を着けることも禁止しています。

- ・定期的な検査を実施します。

[4]携帯電話について

・スマートフォン等について、本校ではマナーが守られることを前提に許可しています。

・滋賀県下においても中学生や高校生が、出会い系サイトを通じて知り合った相手に脅迫される等の犯罪の被害にあっています。次の注意事項をしっかりと守ってください。

※滋賀県公立高等学校PTA連合会でも、別紙の通り有害サイトのフィルタリングの促進を呼びかけています。

ア 出会い系サイトについては、絶対に利用しないこと。

イ 掲示板への書き込みでは、人権の侵害にならないよう、個人やクラス等他者を誹謗中傷する内容は、絶対に書き込まないこと。

ウ いわゆるチェーンメールなど、不確実な情報を不特定多数に広げたり、その内容をそのまま信じて行動したりすることがないようにすること。

エ 病院や電車等、携帯電話の使用が禁止されているところでは電源を切るなど利用マナーを守ること。

オ 自転車に乗りながらの使用はしないこと。

カ 授業中は、必ず電源を切っておくこと。切り忘れ等は、マナー違反として、指導対象となります。

キ 定期考査時等は試験会場への持ち込みを禁止とする。試験会場に持ち込んだ場合、不正行為として取り扱い、特別指導の対象となります。